別表六の一一㈢の表中「連結所得の金額（別表四の二「47の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「50の①」）」に改め、同表の記載要領第一一号中「第68条の15の２」を「第68条の15」に改める。

別表六の一一㈣の表中「連結所得の金額（別表四の二「47の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「50の①」）」に改め、同表の記載要領第一一号中「第68条の15の２」を「第68条の15」に改める。

別表六の一一㈤の表中「事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書」を「事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書」に、「取得価額の合計額（別表六の二(九)付表「９」の合計）　3」を「取得価額の合計額（別表六の二(九)付表「９」の合計）　3　内」に、「連結所得の金額（別表四の二「47の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「50の①」）」に、「連結所得の金額（別表四の二「50の①」）」を「事業基盤強化設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の(1)の合計）」を「適用対象事業基盤強化設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の(1)の合計）」に改め、同表の記載要領第一号中「又は」を「若しくは」に、「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改め、「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の12第２項、第３項若しくは第５項（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」を加え、同第一一号中「第68条の15の２」を「第68条の15」に改め、同記載要領に次の一号を加える。

3　「取得価額の合計額（別表六の二(九)付表「９」の合計）　(3)」の欄の内書には、租税特別措置法第68条の12第２項に規定する適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額のうちに同条第１項に規定する情報基盤強化設備等がある場合に、当該情報基盤強化設備等の別表六の二(九)付表「９」の金額の合計額を記載すること。

別表六の一一㈨付表の表中「事業基盤強化設備の取得価額に関する明細書」を「事業基盤強化設備等の取得価額に関する明細書」に、「差引改定取得価額 ((7)−(8)) 又は $(((7)-(8))\times\frac{35}{100})$」を「差引改定取得価額 (7)−(8)」に改め、同表の記載要領第一号中「又は」を「若しくは第３項（事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成22年旧措置法」という。）第68条の12第２項若しくは」に改め、同第一一号を同第一一号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　平成22年旧措置法第68条の12第２項又は第３項の規定の適用を受ける場合には、「(1)」の欄の上段に「(旧法)」と記載すること。